



球美中学校 部活動について

1. 部活動の学校教育における位置付け

中学校学習指導要領総則第5の1ウの2に明記されていることから、総則の意義と留意点を前提に、生徒の健康体力の増進、責任感や連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成を目的として位置づける。

2. 部活動の運営

(1) 基本方針

- ①部活動は、本校教育活動の一環として行なわれ、原則として生徒全員が入部するのが望ましい。部活動以外の活動（社会教育の一環として行われている他団体の活動等）を優先する場合はその限りでない。（届け出る）
- ②部活動を通して、たくましい精神力を培い、普段の学習活動、学校教育活動全般に役立てる。
- ③部員、保護者、学校の三者が連携を密にしながら共通理解の下で協力体制を確立しながら運営していく。
- ④部活動は次の通り設置する。
ア 野球部 イ バレーボール部 ウ 男子バスケットボール部
エ 女子バスケットボール部 オ サッカー部 カ 吹奏楽部
キ 陸上・駅伝部（6月～11月設置）を置くものとする。
※ 水泳は、部活動としては設置しない。クラブチームとして活動しており、（中体連主催大会への参加については、学校長が決定する）
- ⑤各部の年間活動計画書（大会参加計画）を提出する。
- ⑥各部活動には必要に応じて学校外協力者や外部コーチを置くことができる。
外部コーチを置く場合には、沖縄県中学校体育連盟外部コーチ規定の条件を満たしたうえで学校長・部活動主任と面談を行い検討し、学校長により委嘱する。
また、解任についても学校長がいつでも行えるものとする。
任期は一年とし、年度毎に検討・登録するものとする。

<外部コーチ（学校協力者）の条件>

1. 技能はもとより、教育的識見をそなえ、年間を通して部活動の指導にあたることができ、成人であること。
2. あくまでも補佐的な役割を果たすものであり、指導方針・内容・時間などについては教育活動の一環として、校長、教員の教育理念に賛同できる者であること。
3. 人格者と誰もが認める者であること。
4. スポーツ安全保険に加入する者

(2) 陸上・駅伝大会の取り組みについて

『中体連主催の陸上・駅伝大会は学校単位の参加である。そのため全生徒が球美中学校の一員としての自覚を持ち、一致団結して取り組むことが望ましい。』といった趣旨から、原則、全部活動の参加・取り組みを行う。

基本方針

- ①部活動は活動費としてPTA予算・生徒会予算から補助を受けている。特に運動部は、諸大会への派遣においても補助を受け、学校代表として参加しているので、中体連主催の陸上・駅伝大会へ向けてもその自覚を持ち積極的な態度が養えるよう取り組みを行う。
- ②運動部においては、体力づくり・基礎トレーニングとして各部活動の一環として、吹奏楽部は健康体力向上の一環としてとらえ、夏休み中は全員参加を基本とする。(各部の責任において参加する)
- ③地区陸上、地区駅伝の選手については練習参加者の中から選考とする。

(3) 指導方針

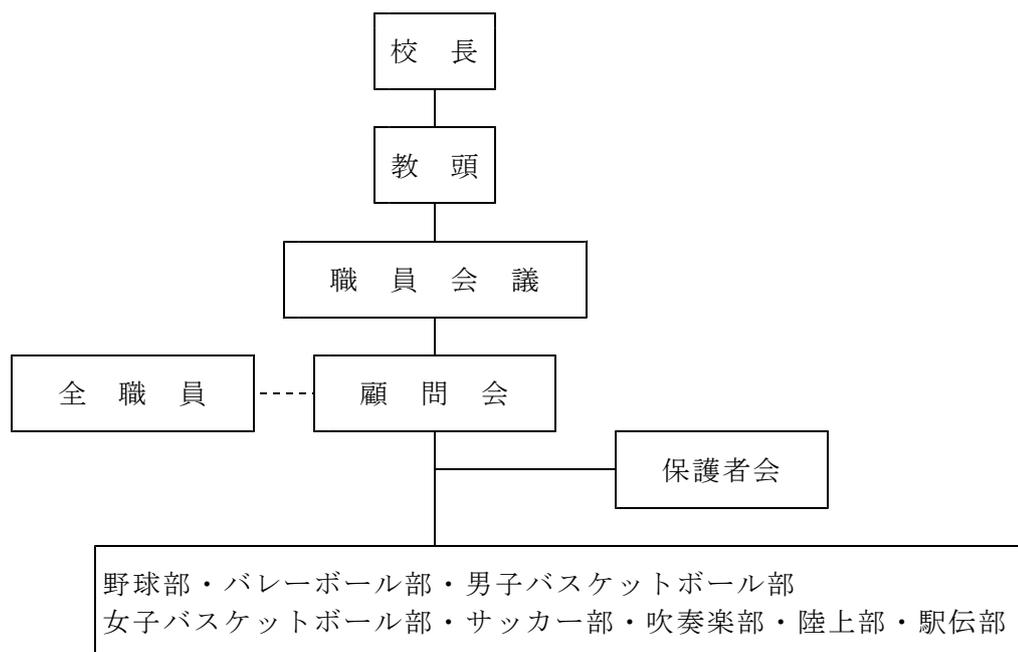
- ①部活動の教育的意義を十分に理解させ、部員が相互に協力し、楽しく豊かな活動が展開されるよう配慮する。
- ②原則として全教師を各部の指導者に割り当てる。その際、教師の特技・興味・関心などを考慮する。(任期は1年とする)
- ③部活動生徒の生活指導は、校長、教頭、生徒指導教師、関係指導教師との密接な連携のもとに行う。
- ④「運動部活動での指導のガイドライン」を踏まえ、全校代制で指導する。
- ⑤部活動における安全管理指導については、学校長、教頭、関係指導教師はもちろん、学校教育活動の中で十分配慮して行うが、傷害及びその他の事故については、学校安全独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用範囲に置く
- ⑥大会派遣について

大会参加については、学校の教育活動の一貫であることから久米島町教育委員会、PTAからの派遣補助を受けているので離団は認めない。

離団にあたっては、申請書に理由を記入の上、大会出発前に学校長へ提出する。久米島町教育委員会とPTAからの派遣補助は受けることができない。

※派遣とは、引率教諭のもと、久米島を出発し、大会に参加し、久米島に戻ってくるまでの過程を指すものである。

《 組織図 》



(4) 入退部・休部について

- ①入部するときは保護者同意のもと、「入部許可願い」を提出し、許可をうける。
(新しく入部する時には、仮入部期間をおく) = 4月
- ②退部するときには、保護者同意のもと「退部許可願い」を顧問に提出し、許可を受ける。
- ③休部するときには、保護者同意のもと「休部許可願い」を顧問に提出し、許可を受ける。

(5) 部活動費

- ①部活動に必要な費用は受益者負担とし、必要な場合には部費として徴収することができる
- ②部活動費の納入、決算方法は各部、保護者会等で話し合いを持ち決定する。

(6) 部活動のきまり

①活動時間

ア 部活動の終了及び下校時間は次の通りとする。

夏時間	4月～9月	終了時間	18:30	下校時間	18:50
秋時間	10月～11月	終了時間	18:00	下校時間	18:20
冬時間	12月～1月	終了時間	17:30	下校時間	17:50
春時間	2月～3月	終了時間	18:00	下校時間	18:20

※社会情勢によって、社会情勢が制限される場合がある。

イ 早朝練習及び放課後の活動の延長については原則行えない。

ただし、大会1ヶ月前など状況に応じて学校長の許可を得て行うことができる。

②部活動日

土曜日、日曜日のいずれか1日、毎月第3日曜日(家庭の日)・水曜日の放課後は活動を中止する。但し、派遣等(県大会)などにつながる大会においては相談の上、活動することができる。大会前や大会日の水曜日・土曜日・日曜日に活動を行った場合は、翌週の平日放課後1日を追加して代休とする。

※長期休業中の活動は、部顧問の判断と校長の了解を得て行うことができる。

③部の設置・廃部

部の設置・廃部については、部顧問会・職員会議で検討し、学校長で決定する。

3. 部活動心得

- (1) 部活動は学校生活の延長であることを忘れず、決まりを守り、しっかりと活動すること。
- (2) 指導者の指導を素直に受けること。
- (3) 先生方や来客へのあいさつ、部員間のあいさつはていねい、きちんと行うこと。
(丁寧な言葉遣いと動作で対応する)
- (4) 部員は常に「目的意識」、「感謝の気持ち」を持って積極的に活動すること。
- (5) 学級、学校の諸活動(生徒会、委員会活動)を優先して行うと同時に、先生方の指導・助言を素直に受け入れること。
- (6) 同級生は互いに信頼し、友情を深め、下級生からは尊敬される上級生となるよう努力すること。また下級生は上級生の良い点を見習い努力すること。
- (7) 部員は学業と部活動が両立できるよう最善の努力をすること。
- (8) 活動場所(運動場・体育館)の管理、維持・保清・安全の確保に努めること。

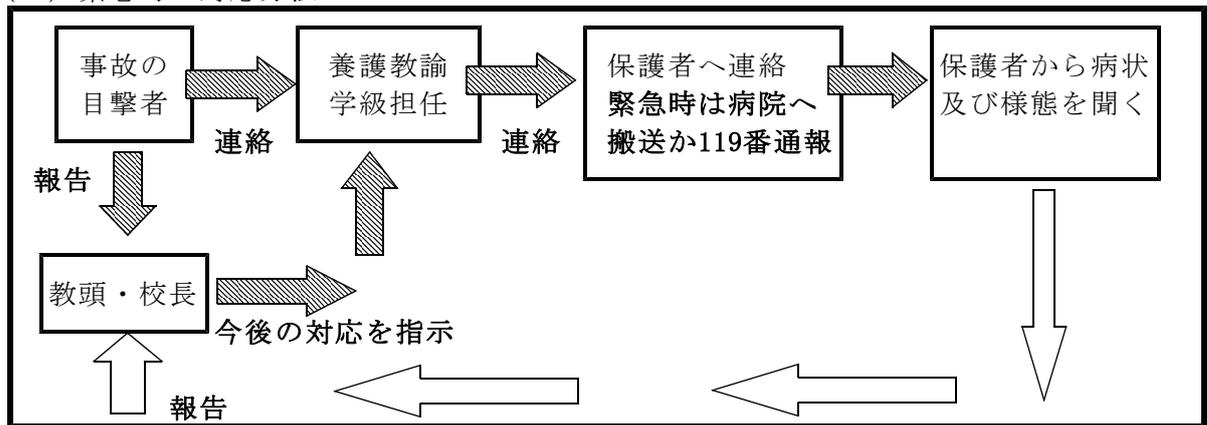
- (部室に学習用具等、部活用具以外は絶対に置かないこと。)
- (9) 下校時は寄り道をしたり、買い食いはせず安全面に気をつけて帰宅すること。
- (10) 家族や地域の方々から部活動をさせて良かったと言われるよう(人間的にも精神的にも)努力すること
- (11) 常に球美中学校の生徒としての「誇りと自信」を持って行動し「自主的・意欲的・積極的・創造的」な練習に努める。

※球美中学校の生徒として学校のルールや部活動規則、部員心得を守らない生徒及び部に
対し、活動停止・対外試合の出場停止等を行う場合もある

4. 事故発生時の処置

- (1) 傷害に対して、精神的な安堵感を与えると同時に、誠意を持って事故の処理にあたる。
- (2) 傷病の程度に応じて、救急車・保護者など関係者に連絡し、治療処置の連絡をとる。
- (3) 事故発生に関する状況をもとに、問題点を明確にし、その反省と改善について全職員と共通理解を図り、今後同様な事故が発生しないような安全管理と対策を徹底する。

(4) 緊急時の対応方法



部活動心得

- (1) 部活動は学校生活の延長であることを忘れず、決まりを守り、しっかり活動すること。
- (2) 指導者の指導を素直に受けること。
- (3) 先生方や来客へのあいさつ、部員間のあいさつはていねいに、きちんと行うこと。(丁寧な言葉遣いと動作で対応する)
- (4) 部員は常に「目的意識」、「感謝の気持ち」を持って積極的に活動すること。
- (5) 学級、学校の諸活動(生徒会、委員会活動)を優先して行うと同時に、先生方の指導・助言を素直に受け入れること。
- (6) 同級生は互いに信頼し、友情を深め、下級生からは尊敬される上級生となるよう努力すること。また下級生は上級生の良い点を見習い努力すること。
- (7) 部員は学業と部活動が両立できるよう最善の努力をすること。
- (8) 活動場所(運動場・体育館)の管理、維持・保清・安全の確保に努めること。
(部室に学習用具等、部活用具以外は絶対に置かないこと。)
- (9) 下校時は寄り道をしたり、買い食いはせず安全面に気をつけて帰宅すること。
- (10) 家族や地域の方々から部活動をさせて良かったと言われるよう(人間的にも精神的にも)努力すること。
- (11) 常に球美中学校の生徒としての「誇りと自信」を持って行動し「自主的・意欲的・積極的・創造的」な練習に努める。

※以上の部活動心得を遵守すること

球美中学校の生徒として学校のルールや部活動規則、部活動心得を守らない生徒及び部に対し、活動停止・対外試合の出場停止等を行う場合がある